

広川町商工会からのお知らせ

コロナに負けるな!

広川町商工会 経営支援ニュースレター

2021年 7月20日

【1】にぎわい広川商品券の利用がはじまります！

7月1日～7月16日の予約期間では、販売予定5,000冊を大幅に上回るご予約を頂きました。

今後、抽選を行い結果を送付していく予定です。当選した方は8月1日～8月7日で引換を行いますので、早い方は8月1日より商品券を利用できるようになります。

ご利用いただいた商品券は、毎週月・木曜に換金を行いますので期限内にお忘れなく商工会までお越しください。



< 商品券概要 >

- ・発行冊数 5,000冊
- ・1冊13,000円相当 (500円×26枚)
- ・発行総額6,500万円 プレミアム分を含む

< 今後の流れ >

1. 抽選結果の郵送 ~7月末
2. 当選者に商品券引換 8月1日 ~ 8月7日
3. 使用期間 8月1日 ~ 12月31日
4. 換金期間 8月19日 ~ 令和4年1月31日

※昨年の通り小切手にてお支払いいたします。

換金は毎週
月曜・木曜

【2】Haccpによる衛生管理が義務化されました

2021年6月より食品を扱う全事業者に対してHACCPによる衛生管理の義務化が完全施行されました。原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められています。

ここで言われている「義務化」とは、第三者機関によるHACCP認証・認定の取得を義務付けるものではありません。

HACCPに沿った衛生管理では、事業者が使う原材料、製造・調理の工程などに応じた衛生管理の計画策定、記録保存を行い、衛生管理を「最適化」「見える化」する狙いがあります。HACCPに沿った衛生管理は、規模により、従業員50人未満は、厚生労働省などが作る手引書を使った「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」でよいとされています。

事業者が義務付けられる内容は、事業規模や業種により異なります。



具体的には大きく3つのステップがあります。

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の運用」

- (1) 衛生管理計画の作成
- (2) 計画の実施
- (3) 実施内容の記録

「厚生労働省の手引書を参照に」

これまでの衛生管理を見直して安全性を高めるには、まずは施設や店舗の特性にあわせた衛生管理計画を立てる必要があります。

厚生労働省のホームページで公開している「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に沿ってスタートしてみてください。

【2】支援金・協力金の申請期限が近づいています！

下記の支援金・給付金については申請期間が近づいておりますので、申請もれがないよう確認をお願いします。
また、商工会では会員企業を対象に申請サポート(無料)を行っております。
予約制となっておりますので、まずはお電話ください。

■ 広川町商工会 TEL : 0943-32-0344 ■

国の月次支援金

【対象要件】 ※県の感染拡大防止協力金の対象となる方は申請不可
下記①または②により、**2021年の月間売上が対前年または前々年比で50%以上減少していること**

- ①対象措置に伴う休業・時短営業要請対象の**飲食店と直接・間接の取引**があること
- ②対象措置実施地域における**不要不急の外出・移動の自粛による直接的影響**を受けたこと

【支給額】 中小法人：上限 **20万円/月**
個人事業者：上限 **10万円/月**

算出：2019年（2020年）の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

【申請前の手続き】

月次支援金ホームページより仮登録を行い、登録確認機関から事前確認を受けた後に申請手続きに進みます。
※一時支援金を受給された事業者は事前確認は不要

【申請方法】 電子申請のみ

※電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場（予約制）あり

福岡会場（ソリア西鉄ホテル福岡）、佐賀会場（佐賀玉屋ビル）など

※詳細は、ホームページ又はコールセンターにご確認下さい。

【申請期間】

4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日
6月分：7月1日～8月31日
7月分：8月1日～9月30日

月次支援金
ホームページ



月次支援金事務局コールセンター（電話相談、申請サポート会場予約）
TEL:0120-211-240 8:30～19:00（土日、祝日含む全日）

福岡県中小企業者等月次支援金

【対象要件】 ※県の感染拡大防止協力金の対象となる方は申請不可

- ① 2021年5月・6月・7月の月間事業収入が、対前年または前々年比で**30%以上50%未満減少している**中小法人・個人事業者等
- ② 2021年5月・6月の事業収入にかかる**国の月次支援金の給付対象**となっている**酒類販売事業者**（中小事業者等）

※緊急事態措置実施地域において酒類の提供を停止をする飲食店と直接・間接の取引があること

【支給額】

- ①中小法人：上限**10万円/月**、個人事業者：上限**5万円/月**
- ②中小法人：上限**20万円/月**、個人事業者：上限**10万円/月**
※②で売上が70%以上減少の場合
中小法人：上限**40万円/月**、個人事業者：上限**20万円/月**
※算出式は国の月次支援金と同様
（②については国の支援金額を差し引いた額）

【申請方法】 原則電子申請（郵送申請希望者は要相談）
※詳細は、ホームページ又はコールセンターにご確認下さい。

【申請期間】

- ① 5月/6月分：**8月31日まで**
7月分：9月30日まで
- ② 5月・6月分：9月30日まで

県月次支援金
ホームページ



福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター
TEL : 0120-876-866 9:00～17:00（平日）

福岡県感染拡大防止協力金

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター
TEL : 0120-567-918（平日、土、日、祝日 9時～17時）

	要請期間	申請受付
第5期	令和3年4月25日（日）0時 ～5月5日（水）24時	令和3年5月20日（木） ～8月11日（水）
第6期	令和3年5月6日（木）0時 ～5月11日（火）24時	
第7期	令和3年5月12日（水）0時 ～5月31日（月）24時	令和3年6月1日（火） ～8月11日（水）
第8期	令和3年6月1日（火）0時 ～6月20日（日）24時	令和3年6月21日（月） ～8月11日（水）
第9期	令和3年6月21日（月）0時 ～7月11日（日）24時	令和3年7月12日（月） ～8月11日（水）

福岡県感染拡大防止協力金の第1期
～第4期分の受付は終了しました。

詳細はこちら



県の感染防止宣言ステッカー

店舗や施設が、業種別ガイドラインに従った感染防止対策を実施していることを示すステッカーです。WEBにて専用の申請フォームより取得し、店舗等に掲示します。

福岡県新型コロナウイルス感染症 一般相談窓口
TEL : 092-643-3599

広川まつりの開催について

令和3年度 第39回広川まつりは
コロナ感染症拡大防止の観点
より、昨年に引き続き中止となり
ました。（広川まつり振興会）



夏季休業

○商工会閉庁日
8月13日（金）・16日（月）

○産業展示会館・まち子のおやつ休館日
8月18日（水）

商工会の公式LINEアカウント
ができました！施策の紹介など
いち早く情報を発信していきま
す。ぜひ、ご登録ください！

LINE 友だち追加

